社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案要綱

第一　制定の趣旨

我が国が締結した社会保障協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する社会保障協定の実施に備えて、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を一般的に定めることにより、社会保障協定に係る法制の簡素化及びその適確かつ円滑な実施を図ること。

第二　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の要点

一　健康保険法関係

健康保険の適用事業所に使用される者であって医療保険制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項について定める社会保障協定の規定（以下「医療保険制度適用調整規定」という。）により相手国法令の規定の適用を受けるものは、健康保険の被保険者としないこと。（第三条

第一項関係）

二　船員保険法関係

船員法第一条に規定する船員として船舶所有者に使用される者であって、日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶等において就労し、かつ、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の適用を受けるものは、船員保険の被保険者としないこと。（第四条第一項関係）

三　国民健康保険法関係

市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であって、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの又はその配偶者若しくは子であって政令で定めるものは、国民健康保険の被保険者としないこと。（第五条第一項関係）

四　高齢者の医療の確保に関する法律関係

高齢者の医療の確保に関する法律第五十条に規定する者であって、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの又はその配偶者若しくは子であって政令で定めるものは、後期高齢者医療の被保険者としないこと。（第六条第一項関係）

五　国民年金法関係

1　日本国内に住所を有する者であって、年金制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項について定める社会保障協定の規定（以下「年金制度適用調整規定」という。）により相手国法令の規定の適用を受けるもの又はその配偶者若しくは子であって政令で定めるものは、国民年金の被保険者としないこと。（第七条第一項関係）

2　相手国期間を有する者が、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない場合、その者の相手国期間を合算対象期間等に算入すること。（第十一条第一項関係）

3　相手国期間を有する老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者の配偶者について、当該受給権者がその者の配偶者に係る老齢基礎年金の振替加算等の加算資格要件たる期間等を満たさない場合、当該受給権者の相手国期間を考慮すること。（第十一条第二項関係）

4　相手国期間を有する者が、障害基礎年金又は遺族基礎年金の納付要件を満たさない場合、その者の相手国期間を考慮すること。（第十二条第一項及び第十三条第一項関係）

5　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日にお

いて保険料納付済期間等を有するものは、障害基礎年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該初診日において国民年金の被保険者であったものとみなすこと。（第十二条第二項関係）

6　保険料納付済期間等を有する者が相手国期間中に死亡した場合は、遺族基礎年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、国民年金の被保険者が死亡したものとみなすこと。（第十三条第二項関係）

7　3の特例により支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、国民年金法の規定による額に、加算の資格要件たる期間に対する被用者年金被保険者等であった期間の比を乗じて得た額等とすること。（第十四条第一項及び第二項関係）

8　4から6までの特例により支給する障害基礎年金又は遺族基礎年金の額は、按（あん）分率を乗じて得た額とすること。（第十六条第一項から第三項まで及び第十七条第一項から第三項まで関係）

9　障害認定日が社会保障協定の効力発生の日（以下「発効日」という。）前にある傷病に係る初診日において相手国期間を有する者であって、当該初診日が国民年金の被保険者期間又は相手国期間中にあるものが、当該障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間等を有するときは、障害基礎年金を支給すること。（第十九条関係）

10　相手国期間及び保険料納付済期間を有する者が発効日前に死亡した場合であって、当該死亡した日が国民年金の被保険者期間又は相手国期間中にあるときは、その者の妻又は子に遺族基礎年金を支給すること。（第二十条関係）

11　国民年金法による給付等の受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとして、２から10までの特例をそれぞれ適用すること。（第二十一条関係）

12　２から10までの特例により支給する国民年金法による給付等の額は、当該国民年金法による給付等の受給権者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とすること。（第二十二条関係）

六　厚生年金保険法関係

１　厚生年金保険の適用事業所に使用される者であって、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるものは、厚生年金保険の被保険者としないこと。（第二十四条第一項関係）

２　相手国期間を有する者が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、老齢厚生年金の加給、遺族厚生年金の中

高齢寡婦加算等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない場合、その者の相手国期間を厚生年金保険の被保険者期間等に算入すること。（第二十七条関係）

3　相手国期間を有する者が、障害厚生年金、障害手当金又は遺族厚生年金の納付要件を満たさない場合、その者の相手国期間を考慮すること。（第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第三十条第一項関係）

4　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、障害厚生年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとみなすこと。（第二十八条第二項関係）

5　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、障害手当金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとみなすこと。（第二十九条第二項関係）

6　厚生年金保険の被保険者期間を有する者が相手国期間中に死亡した場合は、遺族厚生年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、厚生年金保険の被保険者が死亡したものとみなすこと。（第三十条第二項関係）

7　2の特例により支給する老齢厚生年金の加給、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算等の額は、厚生年金保険法の規定による額に、加算の資格要件たる期間に対する厚生年金保険の被保険者期間の比を乗じて得た額とすること。（第三十一条第一項及び第二項関係）

8　3から6までの特例により支給する障害厚生年金、障害手当金又は遺族厚生年金の額は、按分率を乗じて得た額とすること。（第三十二条及び第三十三条関係）

9　障害認定日が発効日前にある傷病に係る初診日において相手国期間を有する者であって、当該初診日が厚生年金保険の被保険者期間又は相手国期間中にあるものが、当該障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、障害厚生年金を支給すること。（第三十五条関係）

10　障害程度を認定すべき日が発効日前にある傷病に係る初診日において相手国期間を有する者であっ

て、当該初診日が厚生年金保険の被保険者期間又は相手国期間中にあるものが、当該障害程度を認定すべき日において、厚生年金保険法第五十五条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、障害手当金を支給すること。（第三十六条関係）

11　相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が発効日前に死亡した場合であって、当該死亡した日が厚生年金保険の被保険者期間又は相手国期間中にあるときは、その者の遺族に遺族厚生年金を支給すること。（第三十七条関係）

12　厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとして、２から11までの特例をそれぞれ適用すること。（第三十八条関係）

13　２から11までの特例により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、当該厚生年金保険法による給付等の受給権者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とすること。（第三十九条関

係）

七　国家公務員共済組合法関係

1　国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）の短期給付に関する規定は、国共済法に規定する職員のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しないこと。（第四十一条第一項関係）

2　国共済法の長期給付に関する規定は、国共済法に規定する職員のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しないこと。（第四十一条第二項関係）

3　相手国期間を有する者が、国共済法による退職共済年金、遺族共済年金、退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない場合、その者の相手国期間を国家公務員共済組合の組合員期間等に算入すること。（第四十二条第一項関係）

4　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において国家公務員共済組合の組合員期間を有するものは、国共済法による障害共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったものとみなすこ

と。（第四十三条第一項関係）

5　相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有する者は、国共済法による障害一時金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったものとみなすこと。（第四十四条関係）

6　国家公務員共済組合の組合員期間を有する者が相手国期間中に死亡した場合は、国共済法による遺族共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、国家公務員共済組合の組合員が死亡したものとみなすこと。（第四十五条第一項関係）

7　3の特例により支給する国共済法による退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の額は、国共済法の規定による額に、加算の資格要件である期間に対する国家公務員共済組合の組合員期間の比を乗じて得た額とすること。（第四十六条第一項及び第二項関係）

8　4から6までの特例により支給する国共済法による障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金の額は、国共済法の規定による金額のうち職域加算額以外の金額に按（あん）分率を乗じて得た額とすること。（第四十七条及び第四十八条関係）

9　障害認定日が発効日前にある傷病による障害を有する者であって、当該傷病に係る初診日が相手国期間中にあるものが、当該障害認定日において、国家公務員共済組合の組合員期間を有し、かつ、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、障害共済年金を支給すること。（第五十条関係）

10　国共済法に規定する退職の日が発効日前にある公務によらない傷病による障害を有する者であって、当該傷病に係る初診日が相手国期間中にあるものが、当該退職の日において、国家公務員共済組合の組合員期間を有し、かつ、国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、障害一時金を支給すること。（第五十一条関係）

11　相手国期間及び国家公務員共済組合の組合員期間を有する者が発効日前に死亡した場合であって、当該死亡した日が相手国期間中にあるときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給すること。（第五十二条関係）

12　国共済法による長期給付等の受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとして、3から11までの特例をそれぞれ適用すること。（第五十三条関係）

13　3から11までの特例により支給する国共済法による長期給付等の額は、当該国共済法による長期給付等の受給権者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とすること。（第五十四条関係）

八　地方公務員等共済組合法関係

1　地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）の短期給付に関する規定は、地共済法に規定する職員のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しないこと。（第五十八条第一項関係）

2　地共済法の長期給付に関する規定は、地共済法に規定する職員等のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しないこと。（第五十八条第二項関係）

3　相手国期間を有する者が、地共済法による退職共済年金、遺族共済年金、退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない場合、その者の相手国期間を地方公務員共済組合の組合員期間等に算入すること。（第五十九条第一項関係）

４　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において地方公務員共済組合の組合員期間を有するものは、地共済法による障害共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であったものとみなすこと。（第六十条第一項関係）

５　相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有する者は、地共済法による障害一時金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であったものとみなすこと。（第六十一条関係）

６　地方公務員共済組合の組合員期間を有する者が相手国期間中に死亡した場合は、地共済法による遺族共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、地方公務員共済組合の組合員が死亡したものとみなすこと。（第六十二条第一項関係）

７　３の特例により支給する地共済法による退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の額は、地共済法の規定による額に、加算の資格要件である期間に対する地方公務員共済組合の組合員期間の比を乗じて得た額とすること。（第六十三条第一項及び第二項関係）

8　4から6までの特例により支給する地共済法による障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金の額は、地共済法の規定による金額のうち職域加算額以外の金額に按分率を乗じて得た額とすること。（第六十四条及び第六十五条関係）

9　障害認定日が発効日前にある傷病による障害を有する者であって、当該傷病に係る初診日が相手国期間中にあるものが、当該障害認定日において、地方公務員共済組合の組合員期間を有し、かつ、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、障害共済年金を支給すること。（第六十七条関係）

10　地共済法に規定する退職の日が発効日前にある公務によらない傷病による障害を有する者であって、当該傷病に係る初診日が相手国期間中にあるものが、当該退職の日において、地方公務員共済組合の組合員期間を有し、かつ、地共済法第九十六条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、障害一時金を支給すること。（第六十八条関係）

11　相手国期間及び地方公務員共済組合の組合員期間を有する者が発効日前に死亡した場合であって、当該死亡した日が相手国期間中にあるときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給すること。（第六十九条関係）

12　地共済法による長期給付等の受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとして、３から11までの特例をそれぞれ適用すること。（第七十条関係）

13　３から11までの特例により支給する地共済法による長期給付等の額は、当該地共済法による長期給付等の受給権者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とすること。（第七十一条関係）

九　私立学校教職員共済法関係

1　私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）の短期給付に関する規定は、私学共済法に規定する教職員等のうち、次に掲げるものには適用しないこと。（第七十六条第一項関係）

(1)　日本国の領域内において就労する者であって、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの。

(2)　相手国の領域内において就労する者であって、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの。

２　私学共済法の長期給付に関する規定は、私学共済法に規定する教職員等のうち、次に掲げるものには適用しないこと。（第七十六条第二項関係）

(1)　日本国の領域内において就労する者であって、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの。

(2)　相手国の領域内において就労する者であって、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの。

３　相手国期間を有する者が、私学共済法による退職共済年金、遺族共済年金、退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない場合、その者の相手国期間を私学共済法に規定する加入者期間等に算入すること。（第七十七条第一項関係）

４　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において私学共済法に規定する加入者期間を有するものは、私学共済法による障害共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該初診日において私立学校教職員共済制度の加入者であったものとみなすこと。（第七十八条第一項関係）

5　相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害を有する者は、私学共済法による障害一時金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該初診日において私立学校教職員共済制度の加入者であったものとみなすこと。（第七十九条関係）

6　私学共済法に規定する加入者期間を有する者が相手国期間中に死亡した場合は、私学共済法による遺族共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、私立学校教職員共済制度の加入者が死亡したものとみなすこと。（第八十条第一項関係）

7　3の特例により支給する私学共済法による退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の額は、私学共済法の規定による額に、加算の資格要件である期間に対する私学共済法に規定する加入者期間の比を乗じて得た額とすること。（第八十一条第一項及び第二項関係）

8　4から6までの特例により支給する私学共済法による障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金の額は、私学共済法の規定による金額のうち職域加算額以外の金額に按分率を乗じて得た額とすること。（第八十二条及び第八十三条関係）

9　障害認定日が発効日前にある傷病による障害を有する者であって、当該傷病に係る初診日が相手国

期間中にあるものが、当該障害認定日において、私学共済法に規定する加入者期間を有し、かつ、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、障害共済年金を支給すること。（第八十五条関係）

10　私学共済法第二十五条において準用する国共済法（以下「準用国共済法」という。）に規定する退職の日が発効日前にある職務によらない傷病による障害を有する者であって、当該傷病に係る初診日が相手国期間中にあるものが、当該退職の日において、私学共済法に規定する加入者期間を有し、かつ、準用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、障害一時金を支給すること。（第八十六条関係）

11　相手国期間及び私学共済法に規定する加入者期間を有する者が発効日前に死亡した場合であって、当該死亡した日が相手国期間中にあるときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給すること。（第八十七条関係）

12　私学共済法による長期給付等の受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとして、３から11までの特例をそれぞれ適用すること。（第八十八条関係）

13　3から11までの特例により支給する私学共済法による長期給付等の額は、当該私学共済法による長期給付等の受給権者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とすること。（第八十九条関係）

十　被用者年金各法の規定による給付に係る調整

1　この法律の規定により同時に二以上の老齢厚生年金の加給又は共済年金各法による退職共済年金の加給の支給を受けることができる者については、その額が最も高い一の加給を支給し、その間、他の加給の支給を停止すること。（第九十三条関係）

2　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金制度の被保険者等であった期間を有するものは、当該障害認定日前の直近の被用者年金制度の被保険者等であった期間のみを有するものとみなして障害厚生年金等に係る特例を適用すること。（第九十四条関係）

3　相手国期間中に死亡した者等であって、当該死亡した日において二以上の被用者年金制度の被保険者等であった期間を有するものは、当該死亡した日前の直近の被用者年金制度の被保険者等の資格を

喪失した日の前日における被用者年金制度の被保険者等であった期間のみを有するものとみなして遺族厚生年金等に係る特例を適用すること。（第九十五条関係）

4　この法律の規定により同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は共済年金各法による遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者については、その額が最も高い一の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の中高齢寡婦加算の支給を停止すること。（第九十六条第一項関係）

十一　その他

1　相手国年金の申請等を行おうとする者は、当該相手国年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができること。（第百一条第一項関係）

2　社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、当該情報の本人又はその遺族の権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に必要な限度において、相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等に提供することができること。（第百二条第一項関係）

第三　施行期日等

一　この法律は、平成二十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、第二の四については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行すること。（附則第一条関係）

二　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。（附則第二条から第二十九条まで及び附則第三十三条から第三十五条まで関係）

三　次に掲げる法律を廃止すること。（附則第三十二条関係）

1　社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

2　社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

3　社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

4　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する

法律

5　社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

6　社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

7　社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律